

令和3年度
第3回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和3年8月5日(木)
秋田合同庁舎 第1会議室(5階)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)
- (2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) その他

資 料

頁

- 1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)
 - 1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 1
 - 1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 5
 - 1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 9
 - 1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 13
- 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案) 17



令和3年8月5日

秋田労働局長
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 赤坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け秋労発基0630第3号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 822円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年10月1日

令和3年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

1 秋田県の経済情勢は、日銀秋田支店が7月に発表した金融経済概況によると、基調判断の県内概況において、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状態にあるものの、緩やかに持ち直している。」としている。

賃金改定状況調査結果第4表のうち、令和3年のDランクの賃金上昇率は0.4%と、引き続きプラスの水準を示している。

雇用情勢としては、令和2年度の有効求人倍率は1.28倍（年平均値）と前年度から悪化したが、直近6月末現在においては1.50倍と上昇し、全国2位、東北6県では15か月連続で1位となり高水準を維持している。また、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要があるとしつつ、新規求人が増加し求人が求職を上回って推移しており、改善の動きがみられる。

2 本部会として最終的に取りまとめに向けて検討すると、今年度の中央最低賃金審議会の目安は、公益委員見解ではあるものの、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配意をした上で、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させる必要があること等、諸般の事情を総合的に勘案し取りまとめられたものであり、当審議会としてもこれを尊重すべきものとする。

3 今年度の目安額は、時間額表示となった平成14年度以降、全国加重平均額が28円（引き上げ率3.1%）と最も高い水準であり、秋田県を含むDランクの目安額の28円も同じく過去最高額であることから、本部会としては、中央最低賃金審議会の目安を尊重し、県内企業の経営状況等を考慮しつつも、地域経済が活性化されることを期待し、秋田県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中であって、若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくためには、目安に上乗せした金額で改定すべきであるとする。

4 以上のことから公益委員としては、諸般の事情を総合的に勘案し、現行の秋田県最低賃金の時間額792円を30円引き上げて「822円」とするのが妥当であることを見解として提示する。

5 本最低賃金額の改定に際し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう、これまで以上に周知・活用促進に取り組まれることをお願いしたい。